

平成21年 2月定例会 文教厚生委員会

1、開催年月日時刻及び場所

平成21年3月5日

自 午前10時0分  
至 午後6時7分  
於 日生ビル6階会議室

【 中略 】

5、県側出席者の氏名

教育長	寺田隆士君
こども政策局長	浦川末子君
福祉保健部長	入江季記君
病院事業管理者	矢野右人君

総務部長	中村法道君
学事文書課長	百岳敏晴君

【 中略 】

○瀬川委員長 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算特別委員会文教厚生分科会を開会いたします。

【 中略 】

◆山田〔博〕委員 おはようございます。

質問については、先ほど瀬川分科会長から、簡単明瞭に短時間でしていただきたいというような話がありましたし、ほかの委員の皆さんの質問もありますので、私もそういった指示を酌んでやっていきたいと思っておりますので、理事者の方も的確なる答弁をよろしく願いたいと思っております。

まず最初に、長崎県立大学の予算で運営費交付金が14億円ほどありますけれども、これに関してちょっとお尋ねしたいんです。

最近、大学の先生がどういった授業の在り方をやっているかということで、私はずっと文教委員会で質問させていただきました。これだけのお金を投じるわけですから、県民の皆さんの大切な税金をですね。そこでお尋ねしますけれども、今までこの大学の教授の方々がきちんと、きちんとですよ、いいですか、きちんと授業をされているか、業務も勤務もちゃんとやっているかどうかというのをまずお尋ねしたい。これだけのお金をやるんだから。大学の先生方も、県民の税金を受けてやっているわけですね。また、県民のかわいいお子さんやお孫さんに対する教育に携わるわけですから、その方々がきちんとした勤務実態でやっているかどうかというのをまずお尋ねしたいと思っております。

◎百岳学事文書課長 大学職員の授業等の職務の遂行につきましては、基本的には割り振られた授業のコマ数の部分についてはちゃんとやっているというふうに聞いております。

◆山田〔博〕委員 学事文書課長、そこまでおっしゃいますけど、いないんですか。いな

かったんですか。本当なんですか、それ。これは委員会で大切なことですよ、あなたが言っていることは。いなかったと言いましたけど。

例えば授業をきちんとしないといけなかった先生が補講もしていなかった、勤務時間をきちんとしていなかったとか、そういう人はいなかったんですね、本当に。

【 中略 】

◎百岳学事文書課長 大学教員の勤務状況についてのお尋ねでございますけれども、まずもって授業については、基本的にほとんどの先生が、割り振られた授業について勤務をしているというふうに聞いております。

大学の授業については、前期・後期の Semester 制になっております。前期で1つの講座の授業については90分の授業を原則15回というのが前提になっておりまして、基本的には15回やっておりますが、出張その他で授業ができない場合には補講をするように申し合わせているというふうに聞いております。

また、勤務時間については、大学は9時から授業が始まります。そして5時50分に正規の授業が終わります。その中で勤務時間が割り振られておりますけれども、基本的には先生方は、1日8時間の勤務をしているというふうに伺っております。

◆山田〔博〕委員 学事文書課長、もっと言いますとね、私はあなたたちから事前に報告の中で、具体的に言いますと久木野教授は補講も3回やっていなかったんでしょう。私は、再三再四、資料を提供いただきました。あまり細かいことはいろいろ言いたくないですけど、実際、海外出張をしていて、有休の届け出もちゃんとしていなかった。

そういった教授のいるところにこういった莫大な予算を投じることは、県民の皆さんだって怒りますよ、これは。あなた、はっきり言いなさいって。こういった教授がいるということは是正させないといけないんですから。こういった状態で私たち県民の血税を出せると思いませんか。学事文書課長、これは大切なことですよ。久木野教授は、いいですか、このバイオラボの関係で授業をちゃんとやっていなかったんです、補講も。ましてや勤務実態を大学も把握していなかったんでしょうが。こういった状態の大学に、これだけの莫大なお金を投じて果たしていいのか悪いのかとなるわけですよ。

そこで、これからまた新年度を迎えるわけですから、このお金を投じないということになったら大変な問題になるわけです。そこまで私もできないと思っているわけです。しかしながら、このままの状態が続いて、長崎県立大学はいいかという問題なんですよ。

そこで、学事文書課長、もう一度お尋ねしますけど、こういった久木野教授の勤務実態というのは把握されていたわけでしょう。把握されて、私の言ったことは事実かどうかと、はっきり教えてください。その上で、今後どのように考えているのかですね。大学の在り方としてどのように考えているか。その上じゃないと、この莫大な予算は投じられませんよ。普通、だれが考えたって思いますよ。多分、ほかの委員の方も、けしからぬとなりますよ。いかがですか、学事文書課長。

◎百岳学事文書課長 ただいまの山田(博)委員のご質問の中に、久木野教授の授業の問題についてのご指摘がございましたけれども、この部分につきましては、11月定例会での文教委員会の依頼に基づきまして法人が調査を行っております。

久木野教授の勤務実績については、後ほどの文教厚生委員会の方でご報告をさせていただきたいというふうに思いますが、先ほど山田(博)委員がおっしゃったように、久木野教授におかれましては、過去3年間に3回の休講した授業について補講もせずに行ったという事実が判明をいたしております。また、中国の渡航等々で勤務をしていないという事実も後ほど報告をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、久木野教授以外の先生方にあらわれては、ちゃんと自分たちの与えられた授業のコ

マ数の部分についてはやっているというふうに伺っております。

◆山田〔博〕委員 学事文書課長、私は、はっきり申し上げて、・・・・・・・・・・

【 中略 】

その勤務実態は、先ほど委員長がおっしゃるように議案外で、また詳しく議論をさせていただきたいと思います。

こういった状態の大学にこれだけの税金を投ずるということになると、県民の皆さんが、果たして大丈夫かと、このままの状態でこれだけの県費を投じて大丈夫かとなるわけです。そこで、学事文書課長と総務部長どちらでも構わないですけど、この状態のままでいいんですか。私は、この在り方というのは考えていただかないと、どのように今からこういうのを検討しているか、決意なり見解をいただきたいんですけどね。それによって大分違ってきますよ、これは。学事文書課長、総務部長、いかがですか。

【 中略 】

◎中村総務部長 当該久木野教授の勤務状況につきましては、後ほど詳しくご報告、説明をさせていただきたいと思いますが、これまで私どもが大学法人からいただいていた話によりますと、担当のコマ数、授業のコマ数についてはほとんど休講等もなかったという報告、そしてまた、いわゆる演習、実験等についても休講はないという状況であった。加えまして、教授会その他の必要な会合等にもほとんど出席をされていたというご報告を受けておりました。

今回、改めて、委員からちょうだいいたしました資料、あるいは正式に情報開示請求を行って精査をいたしましたところ、平成17年度に2回、そして19年度に1回、休講があったという事実が判明したわけであります。

【 中略 】

◆山田〔博〕委員 総務部長からそういったお話がありましたのでね。

これだけの予算を投じる中で、以前、長崎県立大学の施設等の在り方とか、いろいろなものがあるわけですね。この中でも、今後想定される大学の取組等もいろいろ書かれています。今、いろいろ論じられておりますけれども、いずれにしても、この長崎県立大学の教授の勤務実態とか全くわからない状態で、運営費がこれだけ出せるかというのが問題なんですよ。

そこで、もう一度お尋ねします。そういった中で、久木野さんの問題は後で、委員長がおっしゃるように議案外でしっかりと議論する時間をとりましてね。今の状態であれば、これだけの予算を投ずるわけだから、久木野さんの教授としての処遇は別として、長崎県立大学の先生方の授業日数と勤務実態をきちんと把握せぬと、出せませんよ、こんなの。何をやっているかわかりませんという状態です。

【 中略 】

その状態で、運営費交付金を積算して予算として提出してきたわけでしょう。総務部としてもそれだけのお金を出さないといけないとなったんでしょう。そんな状態で、これだけのお金を出せると思いますか。普通考えたって、そんな思いますよ。

【 中略 】

改めて決意を、取組の姿勢をお聞かせください。

【 中略 】

◎百岳学事文書課長 大学としては、今回の事案の反省を踏まえて、やはり学生本位であると、学生の立場に立った形で教職員一丸となってやると、それで、現在判明をした服務上の課題についてはさらに徹底を図って、きちんとして学生のために頑張ると、そういう思いで対応をするというふうに聞いております。

私どもも、その法人に対して、できる限りの支援をしてまいりたいというふうに思っております。

◆山田 [博] 委員 学事文書課長、そういった決意をもって、今後こういったことが二度とないようにですね。先ほど言った、学生が主体となった授業の在り方もきちんとしてしっかり考えてやっていただきたいと思っております。

【 中略 】

◎中村総務部長 ご承知のとおり大学といたしますのは、高等教育の場でありますと同時にいわゆる学術研究の場でもあります。

【 中略 】

そういう中で、今回は久木野教授の、本来であればきちんとした勤務時間の振り替え申請等があっただけで済むべきであったのに、そういう手続がないまま今日まで時間的な経過があったということは、大学の管理上の大きな問題であろうと考えております。そういった点につきましては深く反省をし、是正策について具体的に検討をしていただく必要があるのではないかと考えております。

ただ、今回ご審議をいただいております、この大学法人に対する交付金につきましては、非常に大切な経費でありまして、これまでも大学法人自ら経費の節減に相当努力をしてきております。

【 中略 】

改めて今回の問題を機に、大学の運営の在り方、管理の在り方を含めて十分反省の上、改善に向けて努力をしていただく必要があるものと考えておりまして、私どもも大学法人と一緒に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【 中略 】

◆田中委員 前は県が直接管理していたから、いろいろこと細かく把握もできただろうし、物も言えたと思う。今はしかし独立行政法人になっているものだから、ワンクッション置いた話にならざるを得ないところがあるわけ。補助金を出しているとはいってもね、交付金を出しているとはいってもね。

だから、そこら辺で言うと、昔は大学の自治ということで県も口出しできなかったんだよ。学長を決めるのだって、学校で決める、教授会で決めるだけで、県は知らないんだからね、県立大学といえども。そういう弊害等々もあった。だから今度、そういうことになったんだよ。

【 中略 】

◎百岳学事文書課長 それでは、バイオラボ株式会社代表取締役の長崎県立大学久木野教授の中国渡航につきまして、さきの11月定例会文教委員会でのご指摘等を踏まえ、長崎県立大学を設置、管理する長崎県公立大学法人より中間報告がございましたので、お手元に配付をいたしております文教厚生委員会報告資料に沿ってご説明をさせていただきます。

【 中略 】

また、この1ページの渡航回数の5番目を見ていただきたいんですけども、5回目の渡航に当たります6月6日及び7回目の渡航に当たる6月20日には、久木野教授が担当する解剖生理学(特)の講義が予定されておりましたけれども、休講となっております。

【 中略 】

平成19年度の5回目に当たる7月30日には、久木野教授が担当する解剖生理学(特)の講義が予定されておりましたけれども、これが休講になっております。

【 中略 】

以上をもちまして、報告を終わらせていただきます。

【 中略 】

◆山田 [博] 委員 まず学事文書課長に。

今回の久木野教授の勤務実態について、私が再三再四、この調査をお願いしたところ、学事文書課長には大変ご苦勞をおかけしまして、本当にありがとうございました。

今回の調査をする際に、学事文書課長、確認させていただきますけれども、よろしいですかね、久木野教授は、ちゃんと大学の方の授業はやっております、就業規則も守っております、大学生の授業もちゃんとやっております、何ら問題はないと学事文書課長に今まで報告があったんですね。それは長崎県立大学の事務局を通じて連絡があったということですね。それを確認させていただきます。

◎百岳学事文書課長 前回の文教委員会でご答弁申し上げましたとおり、大学の報告に基づいて、授業もちゃんとやっている旨の答弁を、報告をさせていただいております。

【 中略 】

◆山田 [博] 委員 そういった資料ということを委員の皆さん方にもご理解をいただいた上で、またマスコミの方にもそういったことをご理解をいただいた上で、いろいろと質問をさせていただきたいと思うんですけどね。

【 中略 】

ましては、さっき総務部長からご説明いただきましたね、平成20年度の卒業予定者の就職内定率。経済学部は今回は1.9ポイント、経済不況ということですね。国際学部では4.0ポイント。それがどうですか。久木野教授は看護栄養学部でしょう。5.7ポイントですよ。ほかのところと比べて少なくなっているんです。ましては、いいですか、看護学部、全体的に今、入学も減っているわけで、特に就職に対しては、午前中に小林(駿)委員がおっしゃった、大学の信用にも多少なり影響しているということを認めざるを得ないんじゃないですか。

総務部長が、現在の経済状況のもとで求人数が減ったということが主な原因であると分

析しておりますとありますけど、そうじゃないと思いますよ。少なくとも教授たる者が、生徒に対してしっかりとやっていなかったんですから、授業をすっぽかして。まず、その点についてですね。今回、この大学に対する信用失墜等において、就職の内定率が極端に看護栄養学部は5.7ポイントも下がっているんですから、ほかの学部に比べて。これについて、午前中に小林(駿)委員が言ったような、大学の信用の失墜に陥った原因にも考えられているかどうか、ご見解をお聞かせください。

◎百岳学事文書課長 確かに総務部長から報告をいたしましたように、2月末現在の長崎県立大学におけるそれぞれの学部の就職率は、対前年比としては下回っております。

【 中略 】

厚生労働省のホームページによりますと、12月の大学の就職内定率は全国で80.5%でございます。長崎県立大学では、佐世保校で91%、シーボルト校で90%でございます。全国の平均よりも上回っていることは事実でございます。大部分の影響というのは、経済情勢によるものではないかというふうに分析をしているところでございます。

◆山田〔博〕委員 今、学事文書課長は分母が少ないとかおっしゃいましたけど、私は、学事文書課長としてそういった発言はいかがなものかと思えますよ、分母が少ないとか。事実としてこういうふうな問題があるわけですから、素直に認めるべきですよ。私でさえ、素直に認めるところは認めるんだから、あなたもそれぐらい認めなさいよ、しっかりと。事実は事実なんですから、ポイントとして下がっているんだから。教授として、こういうことをやっているんだから。

【 中略 】

こういった状態ですね。はっきり言って、これは無断で海外出張しているわけですね。処分としてどのように考えているのか。

それと、いつまでに最終報告を出すのか、そこまでお聞かせください。

◎百岳学事文書課長 まず、久木野教授の3回の休講にかかるご質問の件でございます。

【 中略 】

大学としては、わかる部分については早急に調査をして事実を確認するというふうなことで対応すると聞いております。この最終の部分についていつまでかと現時点では申し上げられませんが、できるだけ早くやるというふうには聞いております。

◆山田〔博〕委員 学事文書課長、最終報告はできるだけ早くということですね、次の委員会なりまでにですよ、瀬川委員長と相談しながら出していただきたいと思うんですよ。

それと、久木野教授ですね。

【 中略 】

いいですか。従事する許可の中には、大学と交わした契約書は、平日3時間程度とあるんですよ、平日3時間程度と。それと土日、祝日は終日となっているんです。土日とか、大学の休みの時には幾らやったって構いません、そんなことは。しかし、平日は3時間程度と限られているわけでしょう。ましてこんなになっているんでしょう。これでも大学として、こういった教授の姿勢に対して処分なり考えていないんですか。どうですか、これ。新年度が始まるんですよ。新年度が始まって、これをずっとずるずる、ずるずるやるんですか。

【 中略 】

それと長崎県立大学も、久木野教授がこんなことをやっているというのをわかっていなかったというのも問題ですよ。これをどのように考えていくのかですね。先ほど対処すると言っていましたけど、あれは予算のことに集中されたので時間がなかったもので、しっかりとこれは話をしていけないと。

【 中略 】

◎百岳学事文書課長 久木野教授の兼業許可の申請につきましては、・・・・・・・・

【 中略 】

ただ、この部分については、結果としてこういうことになっておりますので、その辺のところは法人の方で、兼業許可はほかの先生方にもしておりますので、勤務の部分については必要最小限、大学の教員としてやるべき部分についてはやっていただくというようなことで、法人の方もその方向で今、対応を検討しているところでございます。その辺のところはご理解を賜りたいというふうに思います。

◆山田〔博〕委員 学事文書課長、ご理解を賜りたいと言っていますが、じゃあお尋ねしますが、県立高校でこんなことがあったらどうしますか。県立高校ではないでしょう、こんなこと。県立大学だからこうなったんでしょう。考えてみてくださいよ。

私としては、終わったことをがたがた、あまり言いたくないんですけど、こういったものをチェックする機関をしっかりとつくっていただきたい。

それと、私は何度も言っていますが、これははっきり申し上げてですね。これはある新聞社からですね。あるマスコミの新聞記事ですと、県の調べで、もし中国出張が無断欠勤に該当する場合は、大学の就業規則違反で処分対象になると書いているんです。

今回のことは処分対象になるんですか、ならないんですか。さっきから長々と一言で、なるかならないかで言ってください。

◎百岳学事文書課長 今回の中国渡航は、結果として無断欠勤でございますので、長崎県公立大学法人職員就業規則の規定のいわゆる懲戒処分の事由に該当をいたします。

◆山田〔博〕委員 そうしたら学事文書課長、しっかりとですね。県立大学の教授で、ほかにも確かに兼業許可をしている先生もいらっしゃるでしょう。その先生方は一生懸命、まじめにちゃんとやっているんですね。わかりますよ。しかし、久木野教授はこういうふうにてたらめだったんだから、きちんとそれは処分すべきですよ。

いつまでにそういった検討をするのか、出すのか、新年度に入るわけだから、その見解を聞かせていただきたい。

【 中略 】

きちんと対応をどのようにするか、それをお聞かせください。

◎中村総務部長 この間ご説明をさせていただきましたように、今回、久木野教授に対しては兼業許可ということでバイオラボに対して従事する機会が与えられたわけでありまして、当然のことながら、兼業許可の範囲内で従事するという必要が出てくるわけでありまして、その条件として付しておりますように、勤務時間内に従事する場合には、バイオラボに従事した期間分については勤務時間を振り替えて、きちんと時間外という処理をとった上で従事すべきでありました。

【 中略 】

そうした事実、実態を早急に解明し、法人内部の服務関係の規定がございますので、そうした規定に基づき厳正に対応する必要があるものと考えております。私どもも、公立大学法人と十分その辺については協議の上、取り組んでまいりたいと考えております。

◆山田〔博〕委員 総務部長、久木野教授のこういった無断欠勤というか、あったということで、処分なりを検討するということを受け止めまして、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

ほかにもまだ議案外であるんですけど、ほかの委員の方も質問があるでしょうから、私は一旦、この久木野教授の件に関しては終わらせていただきたいと思っております。

【 中略 】

◆中山委員 それでは、兼業従事許可申請書を久木野さんから出す段階で、従事するのが中国とわかっておれば、訂正を求めなければいけませんよ、許可を出す以上は。

もう一つ大事なのは兼業許可書、ここにありますよ。久木野教授に対して平成 19 年 4 月 1 日とか出していますけど、長崎県公立大学法人理事長木村道夫、印鑑がないんですよ、印鑑が。印鑑がないんですよ。公文書としては認められますか、これで。印鑑がないもので。申請書の中には久木野さんの印鑑が打っています。許可書には、平成 15 年度から平成 16 年、平成 17 年、平成 18 年、平成 19 年、全部、理事長の名前は書いてありますけど印鑑は打っていません。これは公文書として認めることはできますか。

◎百岳学事文書課長 理事長の公印を打った許可書そのものは、久木野教授に渡しております。ですから、その許可書の原本そのものは法人は所持いたしておりません。印鑑のないもので、こういう内容で許可をしたという資料として提出をさせていただいております。

◆中山委員 いや、これは正式に委員会を通じて出させた資料であって、ちゃんとここに写しと書いてあるじゃないですか。兼業従事許可申請書の写しと書いてあるじゃないですか。ところが許可申請については、こういうふうな形にしておるんですよ。というのは、私はこれは本当に出ておったのかなという気がしているんですよ。

それではお尋ねしますけれども、平成 17 年度の最初のもの、これも許可書は出していますけれども、これは大事なんですよ、当時は長崎県総務人事課長なんですよ。課長は印鑑を打っていませんよ、これにも。私は、兼業許可書がこの状態では認められないというふうに思うんですよ。

これを認められないということになるとどうなるかといいますと、就業規則をよく読んでください、こう書いてあるんですよ。就業規則の中に退職及び解雇というのがあるんですよ。

【 中略 】

◎百岳学事文書課長 今、中山委員からご指摘のありました法人の許可書につきましては、長崎県の百条委員会から正式に請求がありまして、法人から提出をされた資料だと思っておりますけれども、この許可書は 1 通しかございませんので、許可書そのものは申請者である久木野教授に渡しております。したがって、法人には法人の公印が打ったものはございません。しいて言えば、原本と相違ない旨の法人理事長名の証明がその資料になかったということについては、報告に配慮が欠けていたというふうに理解をしたいと思います。申しわけございません。

【 中略 】



◆中山委員 では、先ほどの学事文書課長の答弁の兼業従事許可書、通常、印鑑を打つものというふうに私は理解しておいたものですから。ただ、言ったように、これはあくまでも原本ではないんだという指摘を今受けましたので、これについては改めてほかの委員会の方で明らかにしたいと考えております。

最後になりましたけれども、いずれにいたしましても久木野教授につきましてはいろいろと問題が発生しておりますので、厳正にですね。百条委員会等の流れを見ながら厳正に対処をしてほしいし、ただ、欠勤だけで扱うということについては、非常に問題が残るといふふうに思いますので、ぜひその辺は厳正に見ながら取り組んでいただくことを要望しておきたいと思っております。

◆小林〔駿〕委員 久木野教授の海外渡航の中で、就業規則違反と、そしてそれは無断欠勤になると、このような見解が示されて、処分の対象になるといふところまで今きたわけですね。

大学内で、就業規則違反に対して、権限がある一定任されている、理事長なり学長なり、あるいは教授会なり、そういう範囲のものがあるのかどうか。今、総務部長は長崎県として指導監督の立場でおっしゃったわけですが、大学内でのそういった就業規則に反した場合についてはどのような規定になっているのか、あるいはないのか、お尋ねします。

◎百岳学事文書課長 基本的には、法人の理事長は知事が任命をすることになっております。そして、そのほかの学長以下の教職員は理事長が任命をすることになっておりまして、法人としては独立をしております。

【 中略 】

ただ、大学の教員の人事に関しては、これまでの大学自治の観点から、教員を代表とする教育研究評議会にて審議を経て、学長がその処分の、いわゆる人事について決定をし、その学長の決定に基づいて理事長が最終的な行為を行うということになっておりまして、最終的には学長に権限があるという形になっております。

◆小林〔駿〕委員 そうあってはならないわけですが、つまり大学の自治ということ、独立行政法人であるということ、そして教授会で何回も協議をして、つまり教授の方たちの腹の中は、「いや、これはもう当たり前じゃないぞ、ちゃんと処分をするべきだ、きちんと処分をするべきだ」と思っても、上位役職の学長とか理事長の意向が、我が大学の恥だと、だからそういった処分は出さまいと、こういったことでこの事件を矮小化するといったことがあった時には、あった時にはですよ、長崎県としてはどういう対応をとられますか。

◎中村総務部長 今、ご説明をさせていただきましたように、最終的な処分の権限というのは、公立大学法人の職員でありますので公立大学法人の方にございます。そういうこともございまして、県といたしましては、この間、バイオラボの諸問題が大きく論議をされました段階で法人に対して、どういう方針で対処していくのかというのを、正式に文書でもって照会もいたしてまいりました。

それによりますと、やはり大学法人としても、速やかに事実関係の確認を終えた上で、法人規定に基づき厳正に対処することといたしております。そしてまた、百条委員会など関係機関における調査過程等において新たな非違行為等が確認された場合につきましては、法人規定に照らして厳正に対処する所存であるというような意向表明までなされておりますので、そこについては事実関係を確認の上、そういった方針のもと対処されるものと考えているところでございます。

◆小林〔駿〕委員 厳正に対処する所存であるということですので、形だけになることはないと思うんですが、処分にしても、一番軽い処分は何ですかね。

◎百岳学事文書課長 懲戒事由の中で戒告というのが一番軽い処分でございます。

◆小林〔駿〕委員 ある国でも、そういった処分が適用をされたところでございますけれどもね。(発言する者あり)

私は、県民の皆さんの目というのはすごく厳しいものがあると思いますよ。

【 中略 】

形だけの処分にならないように、この県立大学の信頼を回復するためにもきちっとしてですね。頑張っている教授、頑張っている生徒の皆さん、学生の皆さん、そうでなくて信用をおとしめた、県の方針にも、大学の方針にも反して、多大なそういった信用失墜をしてしまったという方については、まさに厳正に処分されるように要望しておきたいと思います。

◎百岳学事文書課長 先ほどの小林委員の質問で、処分のいわゆる懲戒の中で一番軽いものは何かということで、先ほど戒告というふうに申し上げましたけれども、間違いでございました。一番軽いのは訓告ということで、注意を与え、反省を求めると。その次が戒告でございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

なお、先ほど、総務部長が申し上げましたように、法人の理事長からは正式に厳正に対応すると、対処するというふうなことを表明をいただいております。ですから、この部分については、事実の解明次第、厳正に処分するというふうに思っておりますが、先ほどの委員のお話の部分については、私どもの方から法人の理事長にしっかりとその旨伝えたいというふうに思っております。

◆田中委員 多くは言いませんけれども、何というか、独立行政法人になって、間違いなくなったのかなと思っていたけれども、今いろいろ議論を聞いていると、あまり旧態依然変わらないような感じなのかね。

【 中略 】

人事に関してが一番なんです。午前中に言ったけれども、大学の学長がかわったって県は知らなかったんだからね。教授の採用にしたって知らなかったんだから、誰を採用しているか。そんなむちゃくちゃなことをやられていたんだ、当時は。今はよくなっているものと思っていた。しかし、今のいろいろな資料を見ていると、まだ旧態依然とした形で残っているのかなとびっくりしているから、そこら辺の今の実態を聞かせてもらいたい。

◎百岳学事文書課長 大学教員の人事に関してのご質問でございますが、法人化前は県の一機関としての大学でございました。

【 中略 】

平成 17 年に地方独立行政法人化をいたしました。独立行政法人になりましたから、公務員から身分を外れて非公務員となり、教育公務員特例法の適用除外となりました。

【 中略 】

法人化に当たりましては、教授会の権限の部分については、本県においてはとっておりません。国立大学では、まだ従来のいわゆる教授会の権限に法人の内部の規定で残しておりますけれども、本県の法人化に当たっては、その部分は踏襲をしておりませんで、あくまでも教員の人事に関しての最終決定は学長に権限を付与しております。

【 中略 】

平成 16 年度までの直営の大学と、平成 17 年度以降の法人化で教員の人事に関する根本的な制度設計というのは変えておるところでございます。

◆田中委員 だから理事会にしっかりしてほしいと要望してくださいよ、理事会にね。教授会の上に理事会をのせるから、この理事会がしっかりすればうまくいくんだという論法だったの、これは。 だから理事会はもっとしっかりしてもらわないと。

【 中略 】

◆田中委員 理事会に本庁からだれか行っているのかな、長崎県の本庁からだれも行っていないの。入っているでしょう、理事に。

◎百岳学事文書課長 現在、議会の同意を得て定めました定款において、公立大学法人の理事会のメンバーは、理事長、副理事長は学長になります。そして理事が2名という形になっておりまして、この常勤の理事に県の職員が退職派遣で1名行っております。

◆田中委員 ぜひ、理事会にもう少ししっかりしてくれと、委員会の総意とまでは言わない、私個人の意見だからね、伝えてほしいと思います。終わります。

【 中略 】

○瀬川委員長 ほかにご質問がないようですので、これをもって文化・スポーツ振興部関係の審査を終了いたします。

本日の委員会及び分科会はこれにてとどめ、明日は午前10時から、教育委員会関係の審査を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした